

議 案 書

令 和 2 年 3 月

第 1 回 定 例 会

(後 送 分)

松 山 市

目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
52	松山市浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正について		1

令和2年2月19日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正について

松山市浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

松山市浄化槽保守点検業者登録条例（平成10年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号中「取締役」の次に「，執行役」を加え，「準ずる者をいう。以下」を「準じる者をいい，相談役，顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず，法人に対し業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準じる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第6条第1項において」に改め，同条第2項第2号中「第6号まで」を「第7号まで及び第9号」に改める。

第6条第1項第2号から第4号までの規定中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改め，同項中第7号を第8号とし，第6号を第7号とし，第5号を第6号とし，同号の前に次の1号を加える。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）

第6条第1項に次の1号を加える。

- (9) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第10条第2号中「役員」の次に「（業務を執行する社員，取締役，執行役又はこれらに準じる者をいう。以下同じ。）」を加える。

第21条を第22条とする。

第20条第4号及び第5号中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改め，同条を第21条とする。

第19条第3号中「第15条第1項」を「第16条第1項」に改め，同条を第20条とし，第18条を第19条とし，第17条を第18条とし，第16条を第17条とする。

第15条第1項第2号中「第7号」を「第9号」に改め、同条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

(浄化槽管理士の研修)

第15条 浄化槽保守点検業に従事する浄化槽管理士は、市長が指定する資質の向上のための研修を受けなければならない。

2 浄化槽保守点検業者は、その営業所の業務に従事する浄化槽管理士に対し、前項に規定する研修の機会を確保しなければならない。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

浄化槽法の改正に伴い浄化槽管理士の資質の向上のための研修の機会を確保するとともに、浄化槽保守点検業者から暴力団員等を排除するため、本案を提出する。